

都市OS構築に向けた調査研究等業務仕様書

1 業務名

都市OS構築に向けた調査研究等業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和4年9月30日まで

3 履行場所

広島市企画総務局行政経営部情報政策課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）及びその他広島市（以下「本市」という。）が指定する場所

4 概要及び目的

本市では、令和4年3月に策定した「広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において、多様な主体が保有するデータを横断的に活用できる仕組みを構築し、地域全体でデータを活用できるまちづくりを目指すことを取組方針として掲げている。

そうしたまちづくりを実現していくための施策として、同計画には、都市OSの構築を掲げ、都市OSの活用を通じて市民生活の向上や経済の活性化を図ることとしている。

本業務は、都市OSの構築及びその効果的な活用に向けて、都市OSの活用により解決が見込まれる本市が抱える課題の抽出と解決案の提示、それらを踏まえた本市における都市OSの基本方針、プロジェクト推進主体の組成及び構成者の役割の定義、ロードマップの作成などを網羅的に整理することを目的として、調査研究等を実施するものである。

5 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 都市OSの活用により解決が見込まれる課題の抽出と解決案の提示

都市OSを活用して提供するサービスについては、令和4年度に本業務とは別に実施する予定である「人流データを活用した地域の活性化実証事業¹」において、人流データを収集し、事業を進めようとしていること、まちづくり、新型コロナウイルス感染症対策、商業・観光振興、公共施設の集客向上など、様々な分野において官民での利活用が期待できることを踏まえ、人流データを活用するサービスを想定している。また、当面、サービスを提供する対象地域は「ひろしま都心活性化プラン」が示す「楕円形の都心²」の範囲を想定している。

こうした方針を踏まえ、人流データの活用により解決が見込まれる本市の課題の抽出及びその解決案を示すこと。

¹ 「広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が示す「データを活用したまちづくり」のモデルケースを示すため、中心市街地の人流データを収集し、エリアマネジメント団体等が、データを基に自ら企画・立案したイベント等の効果検証を行う。収集する人流データは特定の地点における通行人口、滞在人口等を想定している。

² 広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を東西の核とした範囲であり、詳細は<https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/23180.pdf>を参照すること。

(2) 本市における都市OSの基本方針、プロジェクト推進主体の組成及び構成者の役割の定義

ア 都市OSの基本方針

上記4及び5(1)で示している内容を踏まえ、多様な主体が参画し、新しいサービスを創出するために必要となる都市OSの機能要件概要、非機能要件概要、資金面も含めた持続可能な運営方法・体制の基本方針を示すこと。

なお、都市OS運営のビジネスモデルについては、内閣府が公開している「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」に例示される「④地域協議会主導モデル」を想定している。

イ プロジェクト推進主体の組成及び構成者の役割の定義等

上記(1)で示している、本市の都市OSで提供するサービスや対象地域を踏まえ、都市OSを運営するプロジェクト推進主体（地域協議会）の組成及び各々の役割を検討し、その案を示すとともに、連携することによりサービスの効果が高まると考えられるデータを検討の上、当該データを保有する団体を調査し、報告すること。

(3) サービス提供を通じた課題解決と都市OSの構築のためのロードマップの策定

上記(1)で示した課題の解決及び(2)で示した本市の都市OS構築の実現に向け、どのようなスケジュールで進めるのか示したロードマップ案を策定すること。実現に向けたステップと、ステップごとに達成すべき目標等についても示すこと。

6 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。

成果物の作成にあたっては、定期的に本市と協議を行い、記載内容について双方認識の相違が発生しないようにすること。

- ・都市OSを活用したサービス提供に関する調査研究報告
- ・サービスを提供するために必要となる都市OSの基本方針（機能要件概要、非機能要件概要、運営方法・体制案など）
- ・都市OS運営に関する調査研究報告
- ・サービス提供を通じた課題解決と都市OSの構築のためのロードマップ

7 その他留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得た時はこの限りではない。

(2) 契約を履行する上で知り得た個人情報に関しては、広島市委託契約約款に添付している「個人情報取扱特記事項」に従い適正に取り扱うこと。

(3) 知的財産権等

本業務の成果物に関しての著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は全て本市に帰属する。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。